

令和4年 第8回 浜松市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 場所

令和4年8月16日(火)午後2時30分 浜松市役所 北館1階 101・102会議室

2. 委員の出欠 出席： 松澤崇 渡瀬三郎 松島好則 加茂龍雄 江間栄作 中村金夫  
横井典行 足立侑律 袴田博子 根木常次 岡本純 山中秀三  
杉山誠 後藤剛 森島倫生 鈴木英雄 水崎久司 伊藤安子  
小柳守弘

欠席： 平尾温己 内山進吾 中安千秋 井上保典 鈴木要

3. 出席した事務局職員

鈴木智久 木下穰 石川宗明 齋藤和也 縣弘之 奥山英洋 河村幸一郎  
秋山尚司 青木善敬 刑部智美 笠原直人 大石真暉

4. 審議事項

- 第54号議案 農地法第3条の規定による許可について  
第55号議案 農地法第4条の規定による許可について  
第56号議案 農地法第5条の規定による許可について  
第57号議案 相続税の納税猶予制度の免除手続(20年経過)に係る  
特例農地等の利用状況の確認について  
第58号議案 農用地利用集積計画の決定について

5. 報告事項

- 報第52号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について  
報第53号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について  
報第54号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について  
報第55号 農地法第18条第6項の規定による通知について  
報第56号 時効取得を原因とする農地の所有権移転登記申請について  
報第57号 農地の地目変更登記に係る報告について

6. その他

## 議事の概要

局長 皆様、こんにちは。本日はお忙しい中、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。

それでは、只今から令和4年第8回浜松市農業委員会総会を開会いたします。なお、本日の出席人数ですが、24名のところ19名と過半数を超えておりますので、本会が成立しますことをご報告申し上げます。議席番号4番平尾温己委員、議席番号17番中安千秋委員、議席番号21番井上保典委員、議席番号24番鈴木要委員が欠席と連絡を受けております。なお、議席番号12番の内山進吾委員はお見えになっておりませんが遅れているものと思われます。会議中は携帯電話の電源はお切りいただくか、マナーモードに設定するようお願いいたします。

加えて事務局からお願いがございます。現在、静岡県全域が「新型コロナBA.5対策強化地域」に指定されており、静岡県からは感染拡大防止の取組み、特に事業所においては「換気の励行」と「居場所の切り替わりでの感染防止対策」等が求められております。本日はその取組みとして、会場を窓開けして換気をさせていただくとともに、総会終了後の会場からのご退室についても、4グループに分けて退出をお願いしたいと思いますので、ご協力をお願いいたします。

それでは、松島会長、ご挨拶に続いて開会宣告をお願いいたします。

会長 皆さん、こんにちは。第8回浜松市農業委員会総会にお集まりいただきましてありがとうございます。世間はまだ盆休みのところもございますが、私たち行政に携わる者は普通にやっていきたいと思っております。挨拶の前にひと言ご報告したいと思います。今事務局長の方から報告がありましたように、■■■■委員と■■■■委員が欠席をされております。プライベートのこともありますので詳しいことは控えさせていただきますが、体調を崩しておりまして復帰までもう少し時間が掛かるとのことなので欠席することをご了承願いたいと思います。■■■■委員については出来れば総会に出席したいと報告を受けていましたが、コロナや気温も高いということもあり自宅療養という形で対応するとのことでした。■■■■委員についても心配ないと思いますが、しばらく欠席させていただくというご報告を受けています。

今話が出たコロナですが、第7波ということで毎日本当に多くの方が感染しているということで、我々の活動が大分制限をされてしまっていて、私も実は、7月か6月あたりにスマート農業を見に行こうかなと思っていて、磐田のスマート農業をやっている所へ事務局を通して調査会全体で見に行こうかなと思いましたが、コロナが感染拡大しているのと、時期が合わなかったということで断られまして、そういう活動も制限を受けています。その代わりとして事務局と調査会が終わった後に勉強会を行いました。1番今ホットの話題である、盛土条例の件と下限面積撤廃の件につきまして事務局から法令制度についての説明を受けまして、一般的な説明会等で聞いてますが、やはり一番大切なことは個々の事案の質問に対して、しっかりとした回答が返ってくるのだと思います。勉強会では「こういう時どうなるのか」、「ここはどのように解釈するのか」等、調査員からの質問に対して事務局が事例を聞いて、「この場合はこのような対応でお願いします」、「このような解釈を取ります」というような細かい勉強ができたことは良かったと思っています。

盛土条例については、少し長くなりますが、やはり心配事もありますが、この辺の平地でやる

ことはそんなに難しい問題ではないかなとは私は感じました。山間部に関して、それなりの条例に従ってやっていかななくてはいけないかなと思っています。また下限面積は色々な人たちが勝手に家庭菜園的に来ても今の法令でいきますと農地を取得できる可能性が高くなっています。一生懸命やってくれる分には良いですが、放棄してしまった時にどうするのか、まあいろんな事案が出てきますが、それはケースバイケースで調査会としてもだんだんうまくやっていかななくてはいけないと感じております。ぜひ皆さんも細かいことを勉強したいということがありましたら事務局と相談しながら調査会が終わった辺りで活動の一環としてやっていただけると良いかなと思っていますので、よろしくお願ひしたいと思います。簡単でございますが、挨拶とさせていただきます。

それでは、只今から、令和4年第8回浜松市農業委員会総会を開会いたします。

局長 ありがとうございます。それでは、ここからの進行は、議長として松島会長にお願いいたします。

議長 それでは、議事録署名人を私から指名させていただいてご異議ございませんか。  
(異議なし)

議長 それでは、議席番号8番の横井典行委員、議席番号9番の足立侑律委員にお願いいたします。

議長 それでは、議事に入ります。第54号議案「農地法第3条の規定による許可について」を上程いたします。事務局から説明をお願いします。

木下 それでは、お手元の議案1ページをご覧ください。第54号議案「農地法第3条の規定による許可について」でございます。担当から説明いたします。

青木 今月の申請案件は、地区「中央」、整理番号178番外14件でございます。申請の内訳でございますが、所有権移転の売買に係る案件が4件、贈与に係る案件が2件、使用貸借に係る案件が4件、区分地上権に係る案件が5件でございます。

議案1ページ、地区「雄踏」・「湖東」、整理番号183番は使用貸借に係る案件でございます。使用借人は、西区古人見町の■■■■さん、58歳でございます。■■■■さんは、西区雄踏町・古人見町で耕作を行っておりますが、この度、経営移譲の関係で親子間による使用貸借の権利を設定するものでございます。■■■■さんのお孫さんが、農地の一部に分家住宅を建てるため、すでに経営移譲により子の■■■■さんに貸し付けていた農地すべてを一旦■■■■さんに返還しました。通常、経営移譲年金を受給中に農地を転用した場合は、原則支給停止になりますが、分家住宅を建てるための転用は、経営移譲年金の支給停止除外事由にあたります。

今回、経営移譲年金を引き続き受給し続けるために、同一世帯の後継者である子の■■■■さんに、■■■■さん所有の農地を再度貸し付けるという案件で、畑ではレッドキャベツ、メロンを、田では水稻を引続き耕作する予定です。

説明は以上でございます。

議長 それでは、事務局の説明に続いて、調査会の協議結果についてご報告をお願いします。初めに、中央地区調査会の松澤委員からお願いします。

松澤 中央地区調査会において協議した結果、特に問題ありませんでした。

議 長 続いて、蒲・長上・和田地区調査会の渡瀬委員からお願いします。

渡瀬 調査会で協議した結果、特に問題ありませんでした。

議 長 続いて、中ノ町・笠井地区調査会の分を私からご報告申し上げます。

調査会で協議した結果、特に問題ございませんでした。

議 長 続いて、入野・神久呂・雄踏地区調査会の加茂委員からお願いします。

加茂 入野・神久呂・雄踏地区調査会で協議した結果、特に問題ありませんでした。

議 長 続いて、湖東地区調査会の江間委員からお願いします。

江間 湖東調査会で協議した結果、特に問題ありませんでした。

議 長 続いて、庄内地区調査会の中村委員からお願いします。

中村 庄内地区調査会で協議した結果、特に問題ありませんでした。

議 長 続いて、引佐地区調査会の杉山委員からお願いします。

杉山 引佐地区調査会で協議しましたが、特に問題ありませんでした。

議 長 最後に、中瀬、赤佐、亀玉地区調査会の森島委員からお願いします。

森島 全部で4件報告致します。そのうちの3件、190番から192番について生育状況が好ましくない状況が見られました。調査会では厳しく指導させて頂いて、今回の再認定はオッケーを出すけれども相当耕作に力を入れないと難しいと事務局から説明して頂きました。そのことを含めて問題ないと判断いたしました。

議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。只今の事務局説明、地区担当委員からの報告について発言のある方は挙手をお願いします。

(質疑応答なし)

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。第54号議案「農地法第3条の規定による許可について」は、原案どおり承認することに、ご異議ございませんか。

(異議なし)

議 長 異議ないものと認め、承認することといたします。

議 長 次に、第55号議案「農地法第4条の規定による許可について」を上程いたします。事務局から説明をお願いします。

木 下 それでは、議案5ページをご覧ください。第55号議案「農地法第4条の規定による許可について」でございます。担当から説明いたします

青 木 今月の申請案件は、地区「新津」、整理番号56番の1件でございます。転用目的別の内訳は、駐車場が1件でございます。農地区別の内訳は、第3種農地が1件でございます。なお、是正案件は、ございません。また、駐車場など、建築行為を伴わない申請については、経済産業省による再生可能エネルギー発電事業計画の認定について、問題がないことを確認しております。

説明は以上でございます。

議 長 それでは、事務局の説明に続いて、調査会の協議結果についてご報告をお願いします。

初めに、新津・可美地区調査会の根木委員からお願いします。

根 木 新津・可美地区調査会で協議した結果、特に問題ありませんでした。

議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。只今の事務局説明、地区担当委

員からの報告について発言のある方は挙手を願います。

(質疑応答なし)

議長 よろしいですか。それでは採決いたします。

第 55 号議案「農地法第 4 条の規定による許可について」は、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 異議がないものと認め、承認することといたします。

議長 次に、第 56 号議案「農地法第 5 条の規定による許可について」を上程いたします。事務局から説明をお願いします。

木下 それでは、議案 7 ページをご覧ください。第 56 号議案「農地法第 5 条の規定による許可について」でございます。担当より説明いたします。

大石 今月の申請案件は、地区「中央」、整理番号 599 番外 62 件でございます。転用目的別の内訳につきましては、自己用・共同住宅関連が 37 件、農業用施設が 1 件、事業用の建物関連が 4 件、駐車場・資材置場等事業用のその他施設への転用が 8 件、太陽光発電が 3 件、営農型太陽光発電が 5 件、一時転用が 5 件でございます。また、農地区別の内訳につきましては、農用地区域内農地が 9 件、第 1 種農地が 3 件、第 2 種農地が 9 件、第 3 種農地が 42 件でございます。なお、是正案件は整理番号 615 番、656 番、658 番でございます。また、駐車場、資材置場など建築行為を伴わない申請については、経済産業省による再生可能エネルギー発電事業計画の認定について問題がないことを確認しております。

議案 8 ページ、地区「積志」、整理番号 607 番をお願いします。東区有玉北町の田 3,731 m<sup>2</sup> について、店舗を設けたいという申請でございます。申請者は、[ ] に本社を置き、[ ] を営む法人です。交通量が多く、需要が見込まれる申請地に二輪専門店舗を新設したく申請にいたったものでございます。申請地は、[ ] に位置する農地です。申請地の農地区分につきましては、第 3 種農地に該当すると判断いたしました。本転用事業は、整備工場付き店舗、駐車場を新設する計画であり、配置計画からみて、転用面積は適当と思われます。排水計画は、汚水・雑排水は下水道、雨水は敷地内側溝から調整池に流入させ道路側溝へ制限放流する計画であることから、周辺農地の営農に支障を及ぼすものではないと判断いたします。また、都市計画法の開発許可の見込みがあること、資金計画の見込みもあることから、転用の確実性も認められるものであります。以上のことから、立地基準、一般基準ともに満たすものであり、許可相当であると考えます。

続きまして、議案 14 ページ、地区「都田」、整理番号 645 番をお願いします。北区都田町の畑 8,398 m<sup>2</sup> について、工場を設けたいという申請でございます。申請者は、[ ] に本社を置き、[ ] を営む法人です。近年の需要・売上の増加に対応するため機械の更新や、従業員の増員を計画しました。既存の浜松工場は市街化区域内の住宅街にあり、工場の増築や従業員駐車場を増設するための敷地拡張が不可能なため、浜松工場を全面移転する申請にいたったものでございます。申請地は、[ ] に位置する農地です。申請地の農地区分につきましては、第 2 種農地に該当すると判断いたしました。本転用事業は、工場、駐車場、緑地、調整池を新設する計画であり、配置計画か

らみて、転用面積は適当と思われま。申請地はアスファルト舗装し、周囲にはフェンスを設置する計画であること、排水計画は、汚水、雑排水は浄化槽を通じて道路側溝へ放流し、雨水は敷地内に設ける調整池に流入させて既設水路へ制限放流する計画であることから、周辺農地の営農に支障を及ぼすものではないと判断いたします。

また、都市計画法の開発許可の見込みがあること、資金計画の見込みもあることから、転用の確実性も認められるものであります。以上のことから、立地基準、一般基準ともに満たすものであり、許可相当であると考えます。

説明は以上でございます。

議 長 それでは、事務局の説明に続いて、調査会の協議結果についてご報告をお願いします。初めに、中央地区調査会の松澤委員からお願いします。

松 澤 中央地区調査会で協議した結果、特に問題ありませんでした。

議 長 続いて、中ノ町・笠井地区調査会の分を私からご報告申し上げます。調査会で協議した結果、特に問題ありませんでした。

議 長 続いて、積志調査会の平尾委員が欠席しておりますので私からご報告致します。積志地区調査会で協議した結果、特に問題ありませんとのことでした。

議 長 続いて、入野・神久呂・雄踏地区調査会の加茂委員からお願いします。

加 茂 入野・神久呂・雄踏地区調査会で協議した結果、特に問題ありませんでした。

議 長 続いて、湖東地区調査会の江間委員からお願いします。

江 間 湖東地区調査会で協議した結果、特に問題ありませんでした。

議 長 続いて、庄内地区調査会の中村委員からお願いします。

中 村 庄内地区調査会で協議した結果、特に問題ありませんでした。

議 長 続いて、篠原・舞阪地区調査会の横井委員からお願いします。

横 井 篠原・舞阪地区調査会で協議した結果、特に問題ありませんでした。

議 長 続いて、芳川・飯田地区調査会の足立委員からお願いします。

足 立 調査会において特に問題ありませんでした。

議 長 続いて、河輪・五島・白脇地区調査会の袴田委員からお願いします。

袴 田 河輪・五島・白脇地区調査会で協議した結果、特に問題ありませんでした。

議 長 続いて、新津・可美地区調査会の根木委員からお願いします。

根 木 新津・可美地区調査会で協議した結果、特に問題ありませんでした。

議 長 続いて、三方原地区調査会の内山委員が遅刻しておりますので私からご報告申し上げます。三方原地区調査会で協議した結果、特に問題はないと報告を受けています。

議 長 続いて、都田地区調査会の岡本委員からお願いします。

岡 本 都田地区調査会で協議した結果、特に問題ありませんでした。

議 長 続いて、細江地区調査会の山中委員からお願いします。

山 中 細江地区調査会で協議した結果、特に問題ありませんでした。

議 長 続いて、三ヶ日地区調査会の後藤委員からお願いします

後 藤 三ヶ日地区調査会では今回、XXXXXXXXXXという三ヶ日でXXXXXXXXXX  
XXXXXXXXXXをしている会社でありまして、2年前にも湖西でXXXXXXXXXXをする会社を買

収したということで、手広くやっていて私より年下の方が頑張っている会社で  
あります。その人が今の三ヶ日の[REDACTED]の会社の前の宅地とそれに隣接する農  
地を購入して洗車場を作るという計画でございます。申請地はみかんをそこで作る方が  
近隣に配慮する必要がある土地ということですので特に問題ないものと思います。一方  
で地区調査員の方が洗車場を設けてたくさん洗車すると例えば、洗剤や泥、油が浜名湖  
の方に流れ出るのではと心配しておりましたが、事務局の方から所管課の方に協議した  
結果適正に処理されるような計画になっているので大丈夫であると確認が取れましたの  
でその点についても問題はないものと判断いたします。

議 長 続いて、浜名・浜北地区調査会の中安委員が欠席しておりますので私からご報告申し  
上げます。地区調査会で協議した結果、特に問題はないと報告を受けています。

議 長 最後に、中瀬・赤佐・亀玉地区調査会の森島委員からお願いします。

森 島 先ほど3条で触れた案件と同じ案件で整理番号 655、659、660 については3条と5条  
が関係している案件でございます。これについては先ほども申しましたが、耕作状況が  
好ましくない状況が見られるので、3条と関連して一括して問題を掘り下げています。次  
の更新の申請の時には相当厳しい判断をすることにはなるとは思いますが、「頑張ってく  
ださい」と伝えてあります。それと一点、整理番号の 657 ですが調査員から進入路がない  
のではないかと指摘がありました。これについても事務局の方に現場に出向いていただ  
きました。その結果確かに狭いものの、幅員が2mあるということで脱輪するほどではな  
いのではないかとということですので進入路として認めるということになり、問題ないもの  
と判断しました。

議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。只今の事務局説明、地区担当委  
員からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

森 島 (森島委員 挙手)

議 長 森島委員。

森 島 先ほどの三ヶ日の後藤さんからご報告がありました整理番号 648 の洗浄水の行方の議  
論です。確かに浜松の農業委員会の議論の中では、農地法、農振法、農業委員会法の農  
業委員会に関わる、いわゆる農地3法と呼ばれる法律の範囲内で議論して欲しいとい  
うのが浜松市農業委員会の伝統だと認識しております。他法令のかかわりの中で農業委員  
会が口を出してはいけないということではないらしいので、今、後藤さんが話していた  
ことでいうと事務局が積極的に関わって頂いて調査会で出た疑問については調査会の中  
で払しょくできるような議論をするようにお願いしたいと思えます。会長のご判断を伺  
いながら私の話を終わりたいと思えます。

議 長 森島委員の主張はまさにその通りであると思えます。私は調査会でそのような疑問が  
出た時にまずは事務局に質問して、「他法令でこのようになっています」ということを事  
務局から確認しています。これが良いか悪いかは別として、確認するということはして  
もいいのではないかと思います。そこから他法令について議論が発展してしまうとその  
場で対応することができなくなってしまうので難しくなってしまうと思いますが、疑問を持  
ったことについて事務局に質問してそれに対する回答をしっかりと説明してもらおうとい

ことが基本であると思います。それでも疑問が解決できないのであれば質問を掘り下げてみて、もしその場で説明ができないということであれば後日、しっかりと説明してもらおうというのも一つの手であると思います。いかがでしょうか。

森 島 ありがとうございます。

議 長 他にございませんか。

小 柳 (小柳委員 挙手)

議 長 はい、それでは小柳委員。

小 柳 先ほど森島委員からの案件が少し懸念される内容があるということで、そのような内容である場合に、ここでは3年間とありますが途中途中で、指導というか、経過処置というか、例えば学校や病院が設置されたときに毎年、文部科学省や厚生労働省が半年ごとや1年ごとというように定期的に確認のために来るというようなシステムがあるのか教えて欲しいと思います。これだけ懸念があると調査の時点で分かっているので何かできるのであれば教えて欲しいです。

議 長 それでは事務局、今の営農型太陽光発電の案件のことだと思いますが、説明をお願いします。

木 下 先ほどの営農型太陽光の件ですが森島委員が事業者の方へ直接指導して頂いたことは大変ありがたいことだと思っています。設置後、許可後の確認方法ですが、毎年2月に状況報告書の提出を発電事業者をお願いしてまして、どのような耕作しているのか、どのような状況なのかを報告して頂いています。確かに一部が枯れてしまっている状況は事務局として把握していましたので適切に指導していくような形になっています。

森 島 今事務局からお話し頂いたことはその通りだと私も思います。ただ、調査員の中では着眼点が違ってきますし、一人ひとり感性が違ってきますので大変厳しい調査員もいれば、緩やかな調査員もいるわけです。そのような中では調査会長としては何とかしなければならぬことだと思っています。もちろん調査会長の立場が難しいということも重々承知ではあります。おっしゃるように毎年2月に状況報告書を提出してもらっているのですが、前回の報告から何も変わっていない場所もあるわけです。それに対して毎回顔見知りの人に「どうかしてください」と注意するのは心苦しいものです。その後改善されなかった結果、更新を認めなかったという事例はおそらく全国的にまだないことだと思っています。あったら是非教えて欲しいのですが、もしかすると浜松で全国初の更新を認めなかった事例が出てしまうのではないかと思います。現にここの施設は面積的に大きいので、資金も相当投入されています。何よりやっているのが我々の仲間の農家ということもあります。農業委員としての立場と1人の農家としての立場と板挟みで難しいことではあります。が、「これから3年間が勝負になると思う」と本人へは改めて伝えて、我々もそのような思いで関わらなければいけないと思います。更新に対してダメという判定を下すときの基準があるのかないのか正直私は分からないので、今後勉強する必要がありますが、これから事務局と一致した基準を持ちたいと思います。

議 長 どうですか、何か事務局から意見を求めますか。



森 島 お願いします。

議 長 今、営農型太陽光の更新を認めなかった事例があるのか話がありましたが、そのような事例が全国的にあるのかの確認やそのほか、事務局が把握しているものがあれば教えて下さい。

木 下 更新を認めなかった事例についてで、申し訳ないですが手元に資料がないので詳しい話は出来ないのですが、過去に沖縄の方で営農型太陽光の更新を認めなかった事例があったことを記憶しています。どのような内容かと言いますと、営農型ですので支柱を建てて太陽光パネルを設置してその下で営農するものになりますが、その沖縄の事例では下部農地をコンクリート張りにしてしまっ、そもそも耕作する意思がないような形にしてしまったというものです。それでその地域を担当する農業委員会は更新を認めなかったという結果を出したということです。その後の事務の進め方の説明になりますが、許可を取ってなくて青地の農地に工作物があるような形になりますのでもちろん農地法違反という形になります。農業委員会としては撤去命令、経済産業省は売電買取中止という処置をとる形となります。全国的にみるともう少しあるかもしれないですが、現在把握しているのはこれだけになりますので、調べてみてあるようであればまた皆さんにお知らせするようにします。

森 島 分かりました。ありがとうございます。

議 長 この件について私も調査会長として地元の営農型太陽光の案件について個人的な意見とはなりますが、毎年2月の状況調査の段階において、まずい時には早めに手を打つしかならないと思います。やはり3年後になって更新は出来ませんとなるよりは早めに事務局と連携して手を打っていく方法がベストな解決方法ではないかと思います。

議 長 他にはないですか。

議 長 それでは採決いたします。第56号議案「農地法5条の規定による許可について」は、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議 長 異議ないものと認め、承認することといたします。

議 長 次に、第57号議案「相続税の納税猶予制度の免除手続(20年経過)に係る特例農地等の利用状況の確認について」を上程いたします。事務局から説明をお願いします。

木 下 お手元の議案の19ページをご覧ください。第57号議案「相続税の納税猶予制度の免除手続(20年経過)に係る特例農地等の利用状況の確認について」でございます。担当から説明いたします。

大 石 相続税の納税猶予の特例の適用から、20年経過することによる相続税の免除手続きに伴い、納税猶予の適用を受けている農地等の利用状況について、税務署へ報告するため、皆さまにご審議いただくものです。

今月の申請案件は、地区「湖東」、整理番号8番でございます。被相続人は、平成■■年■■月■■日に亡くなられた、■■■■さん。相続人は、西区伊左地町にお住いの子の■■■■さん、71歳です。特例農地の面積は、申告時、現在ともに5,339㎡です。現地調査をした結果、特例を受けている5筆のうち、2筆はスプレー菊が耕作され、農地の管理が行われていました。残り

の3筆につきましては、耕作はされていませんが、管理はされていたため、「管理地」として税務署へ報告いたします。

説明は以上でございます。

議長 長 只今、事務局から説明がありましたが、何かご意見、ご質問はございませんか。  
(質疑応答なし)

議長 長 それでは、ご意見等もないようですので、第57号議案「相続税の納税猶予制度の免除  
手続(20年経過)に係る特例農地等の利用状況の確認について」は、原案どおり承認する  
ことに、ご異議ございませんか。  
(異議なし)

議長 長 異議がないものと認め、承認することといたします。

議長 長 次に、第58号議案「農用地利用集積計画の決定について」を上程いたします。事務局  
から説明をお願いします。

木 下 議案21ページをご覧ください。第58号議案「農用地利用集積計画の決定について」で  
ございます。担当から説明いたします。

刑 部 それでは、別冊1につきましては事務局より説明いたしますが、5ページ12番、17ペ  
ージ1番から4番に委員該当案件がありますので、お願いします。

議長 長 それでは、委員該当案件がありますので、          委員はご退室をお願いします。  
(          委員 退室)

議長 長 それでは事務局、説明をお願いします。

刑 部 それでは、お手元の議案21ページをご覧ください。それでは、別添資料の別冊1をご覧ください。令和4年度第5回浜松市農用地利用集積計画(案)でございます。公告予定は令和4年  
8月19日となります。2枚めくって頂きまして、「農用地利用集積 利用権等設定内訳表」をご覧ください。合計204筆、164,490.68㎡の内訳でございます。今月は、笠井地区での4筆をはじめ  
として、計24地区での利用権設定を予定しております。その次の1ページから利用権設定明細  
が掲載されております。1ページから17ページは相対契約及び中間管理事業における貸借に  
よるもの、19ページは所有権移転を掲載しております。それでは、新規就農に関するものにつ  
いて抜粋してご説明いたします。

1ページの1番から4番をご覧ください。          さんです。磐田市の農業法人、            
のもとで農業を学び、今回の申請に至りました。東区豊町          外3筆の畑、計4,349㎡を借り  
受け、えごまの栽培を予定しております。

次に、7ページの1番から22番、13ページから17ページをご覧ください。農地中間管理事  
業による静岡県農業振興公社に対する利用権設定が77筆ございます。農地中間管理事業は、  
農地所有者から中間管理機構である県の農業振興公社が利用権設定により農地を借り受け、  
公社から農業者への転貸については、農用地利用配分計画書を公社が県知事に申請し、県知  
事の認可を受けることにより転貸が成立するもので、備考欄に配分予定先を記載してあります。  
以上の計画の内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の  
各要件を満たしています。

説明は以上でございます。

議 長 只今、事務局から説明がありました。各調査会で何か補足意見はありますか。

(補足意見なし)

議 長 その他、何かご意見、ご質問はございませんか。

袴 田 (袴田委員 挙手)

議 長 それでは袴田委員をお願いします。

袴 田 1ページの丸がついている番号が新規就農の案件かと思いますが、新規就農で既に農業従事者数が11人いるということはどういうことなのでしょうか。

議 長 それでは事務局、説明をお願いします。

河 村 〇〇さんですが、新規就農という形で磐田市の〇〇さんで研修を受けていました。その間に一緒にやられるお仲間を見つけてこられた、あるいは今回の設定地の面積が大きいということもありますので、人手が必要ということでの11人ということになっているのだと思います。

袴 田 これから農業を始めるのに、既に11人確保してあるのですか。

河 村 申請時では11人でやると聞いています。

議 長 この案件は私の地区の案件でして、調査会の時にも同じような質問をしましたが、この時点では11人確保してあり、来るには来てくれるという話をしていました。農業をす

るにあたっては11人でやるという説明をしていました。

袴 田 植え付けから収穫まで11人でやるということですか。

議 長 収穫の時に11人でやるという話を聞いています。というのも植え付けの時はそこまで人手は必要ないらしいのですか、収穫の時には人手がいるということでその時に確実に人員を確保できるように仲間内だと思いますが、確約をとってその人数で作業をやる

と説明をしていました。

袴 田 分かりました。

森 島 (森島委員 挙手)

議 長 森島委員、どうぞ。

森 島 会長のところの案件でえごまを作るということですが、えごまについてはよく分かりませんが、これだけでは新規就農に当たらないと思います。新規就農については継続的に農業を続けていく姿勢を示すから農業に参入する資格が得られますし、申請の仕方によっては就農支援資金を受け取れる可能性もあるわけです。そういう仕組みの中でどのようにえごまで新規就農につなげていくのか気になる所なので、教えてくれるとありがたいです。

議 長 やはり調査会の中でも「本当にこれだけで食べていけるのか」と質問がはっきりと出ました。それに対しては「これだけでは食べられない」と答えていました。ですから最初の内は他の仕事と兼業して、ゆくゆく販路を拡大するなり、営農面積を増やすことによって事業拡大できるようになれば、えごまで頑張っていきたいということでした。挑戦してみたい、頑張ってみたいというような意思があるのであれば、頑張ってくださいという形で調査会は終わりました。

森 島 私の調査会でも心配になるような計画で来る新規就農の方もいます。例えばトマトを露地で作りたいとか農業経験者からしたら無理ではないですかというものもあるわけです。私は調査員のひとこの問題についてよく議論するのですが、どこかで面倒を見る必要があるのではないかということで、調査会をやって後は知らんぷりするの、農業委員としてもあまり良くないと思います。出来るだけ良いお付き合いができるように調査員の皆さんにお願いしたいところです。

議 長 今、森島委員からお話がありましたが、新規就農の方に対して頭ごなしに突き放すのではなく、大変でもやってみたいということであれば少しずつ焦らずにやってもらいたいと思いますので、今 40 アールであれば次に 50、60 アールにチャレンジしてみるというような形で徐々に独立してもらうためには農業委員会も一緒に場所を探すなり相談に乗るなりして長い目で見てもらいたいと思います。

議 長 それでは、ご意見もないようですので、第 58 号議案「農用地利用集積計画の決定について」は、原案どおり承認することに、ご異議ございませんか。

(異議なし)

議 長 異議ないものと認め、承認することといたします。

議 長 それでは、■■■■委員はご入室をお願いします。

(■■■■委員 入室)

議 長 次に、報告事項の第 52 号から第 57 号までを、事務局から報告をお願いします。

木 下 議案 23 ページをご覧ください。項第 52 号から項第 57 号までの一覧が載っておりますのでご確認よろしくをお願いします。

議 長 只今の報告事項につきましては、ご承知おき願いたいと思います。

議 長 それでは、その他として委員の皆さまから、活動を通して何かありましたらお願いいたします。

足 立 (足立委員 挙手)

議 長 はい、それでは足立委員。

足 立 今回の新規農地所有適格法人の要件について検討して欲しいということで呼出し案件がありました。前回の総会の時に市内に適格法人が 76 ありまして、そのうち 9 の法人がまだ未報告ということになっていたかと思いますが、その後はどのようになっていますか

縣 現在の未報告数ですが現在も督促しておりまして今は 6 社あります。その 6 社については引き続き指導していく形になっています。

足 立 毎年の総会の時にこの欄が 0 となることはないと思ひまして、必ずここに未報告数が載っています。ですから適格法人の検討するときには事務局が法人の方に肩入れしているのではないかと思われてしまうかもしれないので強く指導していかないといけないと思います。また、農地所有適格法人の資料があれば欲しいのですが、配って頂けますか。

縣 農地所有適格法人のパンフレットがありますので、次回の総会の時に皆さんにお配りしたいと思います。

足 立 分かりました。ありがとうございます。

議 長 他にありませんか。

森 島 (森島委員 挙手)

議 長 それでは、森島委員。

森 島 今の足立さんのお話についてですけれども、農地所有適格法人は私が知っている限りでは、従来我々と同じ個人の農家が時代の流れによって法人化したものだと思います。浜松市の中で個人の農家が法人化したケース以外に農地所有適格法人になっているケースはあるのですか。

議 長 これについては、事務局に聞かないと分からないと思いますが、市内の法人は全て適格法人ですね。

縣 昔で言う農業生産法人というのが今の農地所有適格法人というように名称変更されたという経緯があります。要件についても国の方で少しずつ緩和されてきている形にはなっているのですが、基本的には農業生産法人がベースになっています。

森 島 今、県の農業会議で議論がされている下限面積の件や農地所有適格法人の件の構成について農家の出資率の議論があって、足立さんはそこを気にしているのではないかと思うのですが、例えば新規の法人が農地所有適格法人として活動を始めて現在に至っていることはありますか。

縣 新規で法人を設立して農地所有適格法人の要件を満たすということもありますので、初めに法人を設立する段階で事務局に相談をしてもらおうようにしています。その時に最終の目標が農地所有適格法人になりたいですということであれば、要件を満たすように、定款や法人登記、事業の内容、株主の構成員、役員の方の構成員について相談して頂いて新規に法人を立ち上げて農地所有適格法人になるというケースもあります。

森 島 件数的にはそこまで多くはないですよ。

縣 そうですねそこまで多くはないです。一般的には個人が法人化していくケースが多いです。新規で農地所有適格法人になりたいという場合でも必ず調査会に出席をお願いして説明してもらっています。

議 長 いずれにしても報告書を提出してなくて督促しているということですが、ルールとなっているのでしっかりと提出してもらおうようにお願いします。

議 長 他にはございますか。

(意見なし)

議 長 ないようですので、事務局から連絡事項がありましたらお願いします。

局 長 ・農業会議情報について  
今後の会議予定

・令和4年 第9回 農業委員会総会  
日時 令和4年9月15日(木) 午後2時30分から  
場所 浜北区役所 3階 大会議室

以上で、本日の審議案件、報告事項につきましては終了いたしました。長時間に亘り、

ご熱心なご討議ありがとうございました。これをもちまして、第8回浜松市農業委員会総会を閉会といたします。

閉会時間 午後3時35分

以上、議事の正確さを期すため署名する。

令和4年9月15日(木)

会 長 松島 好則

委 員 横井 典行

委 員 足立 侑律